

税を考える週間実行委員会（会長・高寄哲哉玉名市長）は、平成28年度中学生の「税についての作文」表彰式を11月12日に玉名市の白鷺荘別館で開催しました。

玉名税務署管内の中学生から1,981点の応募があり、27人の表彰者のうち、南関中から2人が受賞しました。

平成5年から始まったこの表彰は24年目。毎年11月11日からの「税を考える週間」に合わせ表彰式を開催。将来を担う中学生に、国や地方を支えている税金の重要性を理解・認識してもらうため実施しています。

受賞者（敬称略）

●南関町長賞

原賀藍実（豊永）

●南関町教育長賞

田中真希（肥猪）



▲ 下敷きを寄贈した城門さん(左)

**租税教育用下敷きを寄贈**  
公益社団法人玉名法人会（山崎政明会長）南関地区の城門勇治さん（関東）が11月14日、大里教育長を訪問し、南関中学校（中山直幸校長）3年生86人に租税教育用下敷きを寄贈しました。玉名法人会では、租税教育の環境醸成と地域社会貢献を目的に、荒尾・玉名地域の全校に同様の取り組みを行っています。



▲ 左から田中さん、大里教育長、原賀さん

申告受付相談会には本人確認書類が必要です

2月中旬から3月中旬までの間に開催している「確定申告・住民税および国民健康保険税の申告受付相談会」で書類を提出していただく際は、番号法施行に基づき以下の本人確認書類が必要です。必ず持参してくださいませようお願いします。

<b>本人が提出する場合</b>	
①本人の個人番号確認：次のいずれか1点 個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し	
②本人確認：次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上 ※いずれも、氏名・生年月日または氏名・住所が記載された本人のものであること 個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、社員証、資格証明書（税理士証票など）、官公署（勤務先など）発行書類	

<b>代理人が提出する場合</b> ※代理人には、親族を含みます。	
①本人の個人番号確認：次のいずれか1点 ※写し可 個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し	②代理人の本人確認 次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上 ※いずれも、氏名・生年月日または氏名・住所が記載された本人のものであること 個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、社員証、資格証明書（税理士証票など）、官公署（勤務先など）発行書類
③代理権の確認 ・委任状または税務代理権限証書 ・本人しか持ち得ない書類（個人番号カード、通知カード、運転免許証など本人に対し1回限り発行されるような書類）の写し	

問 税務住民課住民税係 ☎57-8549

# 平成29年度償却資産(固定資産税)の申告

毎年1月1日現在、南関町内に償却資産を所有している人はすべて地方税法第383条の規定で償却資産の状況を申告する必要があります。

申告書の提出期限は、1月31日☒です。

## ●償却資産とは

個人や法人で工場・商店などを経営している人や、駐車場やアパートを貸し付けている人、農業をしている人が、その事業のために所有する土地・建物以外の資産を償却資産といい、土地・建物と同じように固定資産税が課税されます。

## ●償却資産の具体例

種 類	償却資産の例
構築物	舗装路面、外構工事、屋外設備、受変電設備、フェンス など
機械および装置	各種製造機械および装置、クレーン等建設機械、農機具関係機械、太陽光発電設備 など
船舶	漁船、ボート、貨物船 など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
車両および運搬具 ※	大型特殊自動車に該当する車両、台車 など
工具・器具および備品	パソコン、冷蔵庫、応接セット、エアコン、LAN配線、レジスター、自動販売機、医療機器、工具、金型 など

※自動車税・軽自動車税の課税対象になっているものは申告の必要はありません。

## ●申告書類

償却資産の申告書類は昨年の12月中旬に、各個人または法人に送付しています。下記区分に従い該当する書類(○印)の提出をお願いします。

なお、書類が送付されていないなどで、手元にない人は連絡してください。

区 分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書		
		全資産用	増加資産用	減少資産用
増加資産がある人	○	○	○	
減少資産がある人	○	○		○
資産の増減がない人	○			
資産をお持ちでない人	○			
廃業、転出などをされた人	○	必要に応じ ○		必要に応じ ○

※廃業などされた場合でも、事業に用いることができる状態にある資産は申告が必要です。

## ●その他

エルタックス(地方税ポータルシステム<http://www.eltax.jp/>)からの電子申告が利用可能です。ぜひご利用ください。

問 税務住民課固定資産税係 ☎57-8563



## 家屋の取り壊しを行った皆さんへ

## 家屋の滅失の届出はお済みですか？

固定資産税は、1月1日現在を基準日として課税されます。

家屋の取り壊しの届出がないと、来年度も課税されたままになりますので、基準日以前(平成28年中)に取り壊しをされた人は、1月20日☒までにご連絡をお願いします。

問 税務住民課固定資産税係 ☎57-8563

